

## 要 望 書

公明党千葉県本部代表

参議院議員 平木 大作 様

不動産業者が受領できる仲介手数料の取引金額区分の増額について要望いたします。

取引金額区分の増額は、昭和 45 年以降、経済成長に応じて増額されていません。報酬額は、当時の勤労者の平均年収や物件価格の水準に対応した手数料区分になっていると考えられ、現在、賃金年収は当時の約 5.5 倍となっていますが、不動産取引における 5 % 手数料が適用される取引金額区分の引き上げや仲介手数料の増額が実施されておらず、事実上、不動産業者の仲介手数料は大きな減収となっています。

手数料を適用する取引金額区分の上限を、1,100 万円まで 5 % (55 万円)、1,100 万円～3,300 万円まで 4 % (88 万円)、3,300 万円以上なら 3 % (取引額×3% + 44 万円 (143 万円 - 99 万円)) となるよう取引金額区分の引き上げについて国土交通大臣に要望いただくようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 17 日

千葉県宅建政治連盟会長 石川 公之